

別表七（一）付表五の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第66条の11の4第1項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「投資の額の累計額3」の欄は、措置法第66条の11の4第2項第2号イに掲げる金額を記載します。
- 3 「前期以前に特例の適用を受けた金額の累計額4」は、当期前に措置法第68条の96の2第1項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受けた連結事業年度がある場合には、その適用を受けた連結事業年度のその法人に係る別表七の二付表六「9」の金額を含めて記載します。
- 4 「特例対象控除未済欠損金額7」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当期以前の事業年度において法第57条第2項又は第6項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける又は受けた場合には、別表七（一）「3」の金額からこれらの規定により欠損金額とみなされた金額（同項の規定により欠損金額とみなされた金額にあつては、次に掲げる金額に係るものに限ります。）を控除した金額を記載します。
 - イ 法第81条の9第2項第1号イ（連結欠損金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額
 - ロ 法第81条の9第2項第2号に定める金額
 - ハ 令第155条の21第2項（連結欠損金個別帰属額等）の規定により同項に規定する連結欠損金個別帰属発生額に加算された金額（同項第2号に定める金額に限ります。）
 - (2) 法第58条第1項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額は、記載しません。